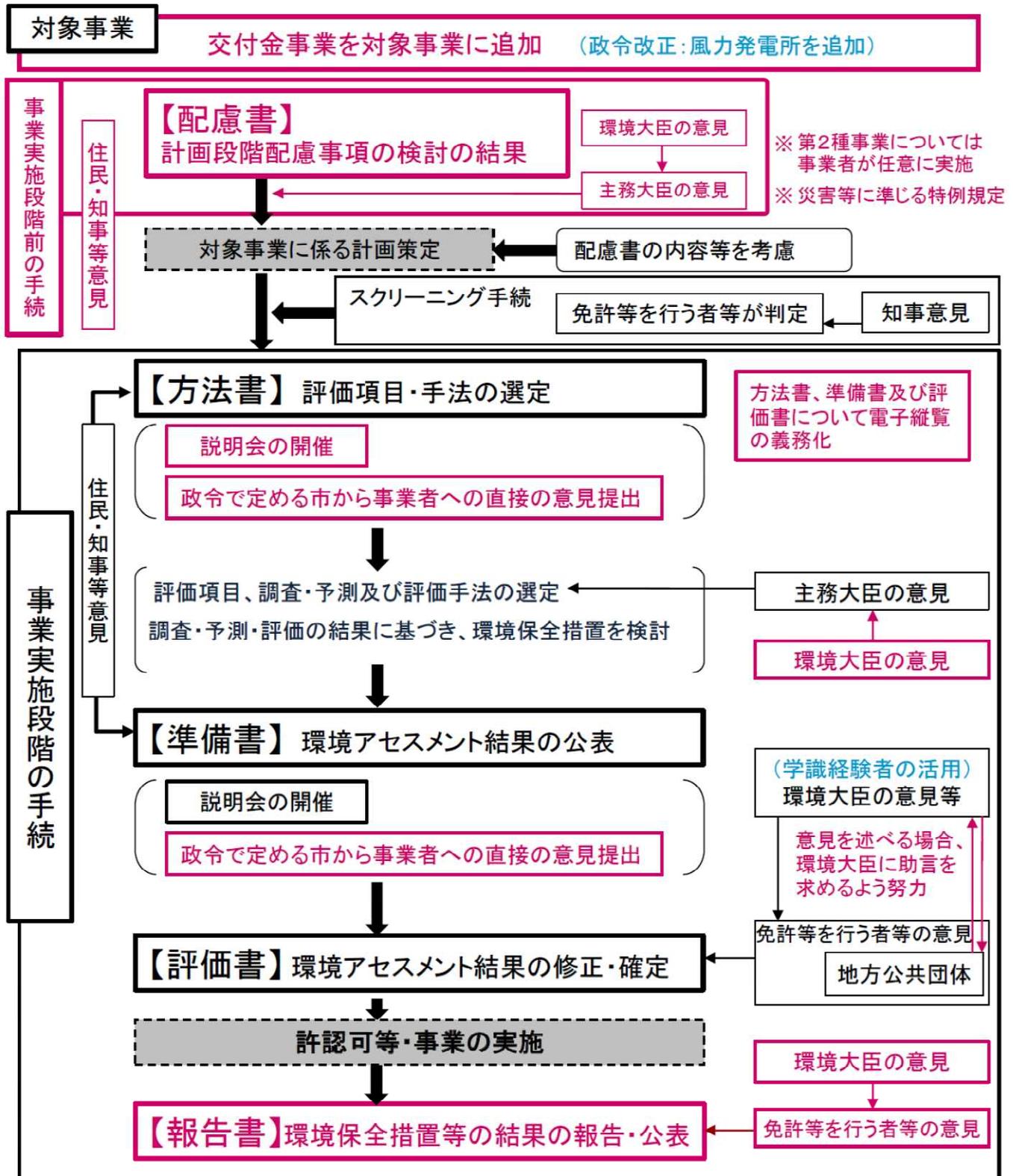


近年における環境影響評価制度の改正状況について

1 環境影響評価法の改正後の手続フロー（赤字・赤矢印が法改正事項（平成 23 年 4 月））



【資料】環境省ホームページから抜粋

<施行日>

- 【配慮書】、【報告書】に関する法改正事項 ⇒ 平成 25 年 4 月 1 日
- 上記以外に関する法改正事項 ⇒ 平成 24 年 4 月 1 日
- 政令改正事項（風力発電所の追加） ⇒ 平成 24 年 10 月 1 日

2 法改正を踏まえた条例改正の対応状況等

法改正事項	改正内容	条例改正の対応状況
① 対象事業の追加 (H24. 4. 1 施行)	・ 交付金事業を対象事業に追加	※ 改正対応の必要なし
② 配慮書手続の新設 (H25. 4. 1 施行)	・ 第 1 種事業に対し配慮書手続の実施を義務化 ・ 第 2 種事業の配慮書手続は任意で実施可能	【H25. 3 月改正】 ・ 法対象事業に関し、配慮書に対する知事意見を述べる場合に、千葉県環境影響評価委員会の意見を聴くことを規定 (H25. 4. 1 施行) 〔条例対象事業については、配慮書手続を条例には規定せず、当面は引き続き「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」により運用〕
③ 方法書に関する説明会開催の義務化 (H24. 4. 1 施行)	・ 準備書段階で開催されている説明会を方法書でも義務化 ・ 提出書類に方法書の要約書を追加	【H23. 12 月改正】 ・ 条例対象事業に関し、方法書説明会の開催を義務化するとともに、提出書類に方法書の要約書を追加 (H24. 7. 1 施行)
④ 図書の電子縦覧の義務化 (H24. 4. 1 施行)	・ 図書（方法書、準備書、評価書及びそれらの要約書）の電子縦覧（インターネット利用）を義務化	【H23. 12 月改正】 ・ 条例対象事業に関し、図書（方法書、準備書、評価書及びそれらの要約書）の電子縦覧を義務化 (H24. 7. 1 施行)
⑤ 評価項目等の選定段階における環境大臣意見 (H24. 4. 1 施行)	・ 事業者が主務大臣に技術的助言を求めた場合、主務大臣の環境大臣への意見聴取を義務化（従前は評価書段階のみ）	※ 改正対応の必要なし
⑥ 政令市長から事業者への直接の意見提出 (H24. 4. 1 施行)	・ 事業の影響範囲が単独の政令市域内の場合、政令市長による事業者への直接の意見提出が可能	【H23. 12 月改正】 ・ 法対象事業に係る規定を整備 (H24. 4. 1 施行)
⑦ 報告書手続の新設 (H25. 4. 1 施行)	・ 事業着手後の環境保全措置等の実施状況について、報告・公表を義務化	【H25. 3 月改正】 ・ 法対象事業に関し、知事が提出を受けた事後調査報告書の公告・縦覧を規定 (H25. 10. 1 施行) ・ 条例対象事業に関し、事業者による事後調査報告書のインターネット公表を義務化し、知事による公告・縦覧を規定 (H25. 10. 1 施行)

政令改正事項	対応状況
風力発電所の追加 (H24. 10. 1 施行)	条例対象事業に風力発電所を追加する方向で、対象となる規模要件や環境影響評価項目の追加等について検討中（規則改正が必要）